

資料編



1 諮問書

3 川 企 第 1 4 4 号

令和3年8月27日

川俣町振興計画審議会

会長 今西 一男 様

川俣町長 藤原 一二



諮 問 書

川俣町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

諮問事項

- 1 第6次川俣町振興計画に関する事項について

答申を希望する時期

令和4年10月頃（第6次川俣町振興計画策定までの期間）

2 答申書

答 申 第 1 号

令和5年3月17日

川俣町長 藤 原 一 二 様

川俣町振興計画審議会

会長 今 西 一 男 

第6次川俣町振興計画（案）について（答申）

令和3年8月27日付け3川企第144号にて諮問のありました
第6次川俣町振興計画（案）に関する事項につきましては、
計画の推進に努めるよう期待し、原案のとおり了承いたします。

3 川俣町振興計画審議会委員名簿

	氏 名	所 属 団 体 等
関係団体の 役職員	菅 野 好 次	川俣町商工会会長
	菅 野 朝 夫	JA ふくしま未来理事
	佐 藤 研 策	自治会連絡協議会会長
	副会長 遠 藤 貴美子	川俣町女性団体連絡協議会事務局
	高 橋 正 人	川俣町 PTA 連絡協議会会長（※）
	池 田 義 寛	
知識経験を 有する者	会 長 今 西 一 男	福島大学行政政策学類教授
	安 田 志 穂	コミュニティちゃばたけ事務局
	佐 藤 忠 信	川俣飯野金融団東邦銀行川俣支店長
	宮 口 正 稔	川俣町地域包括支援センター所長
	高 橋 善 一	川俣町認定農業者会会長
公募による 町民	嶋 原 北 斗	公募
	古 関 真奈美	公募
	矢 納 直 彦	公募
	高 橋 とし子	公募
	木 暮 典 子	公募

※高橋正人委員の後任として池田義寛委員を委嘱

(敬称略)

4 川俣町振興計画審議会条例

昭和 43 年 3 月 21 日

条例第 16 号

改正 平成 9 年 3 月 26 日条例第 1 号

平成 21 年 6 月 15 日条例第 20 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき川俣町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ川俣町の振興計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 関係団体の役職員 5 人以内
- (2) 知識経験を有する者 5 人以内
- (3) 公募による町民 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 川俣町振興計画策定要綱

令和 3 年 3 月 1 日

訓令第 12 号

(計画の策定)

第 1 条 この要綱は、川俣町振興計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を定めるものとする。

(計画策定の推進体制)

第 2 条 計画策定を円滑かつ民主的に推進するため、川俣町振興計画審議会条例（昭和 43 年条例第 16 号。以下「審議会」という。）及び川俣町振興計画策定推進本部設置要綱（平成 28 年訓令第 43 号。以下「推進本部」という。）を設けるものとする。

2 計画策定の推進体制は、次の各号に定める。

- (1) 審議会は、広く町民の意見を反映させるとともに、学識有権者の意見も反映させる構成員とし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町長の諮問機関とする。
- (2) 推進本部は、計画策定に必要な事項を全庁的な合意形成及び調整を図り、計画素案を作成するものとする。
- (3) 庁議は、計画素案について協議及び総合調整を図り計画原案を作成し、計画の最終調整を図るものとする。
- (4) 前号に掲げるもののほか、計画に広範な町民の意見を反映するため、町民アンケートの実施や町民ワークショップの実施等、振興計画策定における町民参加の仕組みを構築するものとする。

(計画策定の基本方針)

第 3 条 計画策定の基本方針は次に掲げるところによるものとする。

- 2 計画策定の目的は、川俣町の将来像を樹立し、本町域の総合的な振興を推進することにある。
- 3 計画策定の意義は、社会情勢の変化に的確に対応し、本町のあるべき姿やまちづくりの基本的方針、今後実施すべき施策を定め、将来の行政を計画的・効果的に運営するための行政指針となるものである。
- 4 計画策定にあたっては、川俣町復興計画及び川俣町総合戦略を統合し、一体的な推進と進行管理を行うものとする。
- 5 計画対象地域は、原則として本町域とするが、周辺市町村との連携によって推進する事業・施策等についても含めることとする。
- 6 計画は基本構想、基本計画及び実施計画の三段階に区分し、次の各号に定める。
 - (1) 基本構想 今後の本町のまちづくりの基本的理念と将来像を定め、その実現のための政策の大綱を定めるものとする。令和 5 年度を初年度として、令和 16 年度を目標年次とする。
 - (2) 基本計画 前期計画と後期計画に分け、基本構想に基づき、重点的に実施する施策を明示するとともに、分野別の施策を明らかにし、計画期間内に実現すべき施策と、これを推進するための手法など具体的施策を定めるものとする。令和 5 年度から令和 10 年度までの 6 年間を前期、令和 11 年度から令和 16 年度までの 6 年間を後期とし、後期計画は令和 10 年度に定める。
 - (3) 実施計画 計画期間を 3 年間とし、基本計画に基づき実施する施策・事業を年度別に定める

ものとする。また、予算編成の基本とし、施策目標の達成状況を示し、社会情勢や経済動向に留意してローリング方式により定めるものとする。

7 計画策定の手続きは、次の各号に定める。

- (1) 計画素案は、推進本部において調整をもって作成するものとする。
- (2) 計画原案は、計画策定本部において調整された計画素案を庁議に諮り協議及び確認の後、審議会の答申を受けるものとする。
- (3) 計画の決定は、審議会からの答申を踏まえ庁議に諮り、町長が決定するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定める事項のほかに計画策定に必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

(施行日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(川俣町振興計画策定要綱の廃止)

2 川俣町振興計画策定要綱（平成28年訓令第42号）は、廃止する。

6 川俣町振興計画策定推進本部設置要綱

平成 28 年 6 月 13 日

訓令第 43 号

改正 令和 3 年 3 月 1 日訓令第 7 号

令和 4 年 4 月 1 日訓令第 75 号

(設置)

第 1 条 川俣町振興計画の策定及び事業管理等を行うため、振興計画策定推進本部（以下、「推進本部」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 推進本部は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

2 推進本部に、本部長及び副本部長を置く。

3 本部長は副町長、副本部長は政策推進課長をもってこれに充てる。

(所掌事務)

第 3 条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 川俣町振興計画の策定に関すること。

(2) 川俣町振興計画に基づく事業の進捗管理に関すること。

(3) 川俣町振興計画の事業評価に関すること。

(4) その他川俣町の振興全般に関すること。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代行する。

(作業部会)

第 5 条 推進本部には、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部会長は、政策推進課政策調整係長を充てるものとする。

3 作業部会は、部会長が召集する。

(意見の聴取)

第 6 条 推進本部及び作業部会は、意見聴取等のため必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 推進本部の事務局は、政策推進課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

2 川俣町振興計画策定本部設置要綱（平成 21 年川俣町訓令第 83 号）は、廃止する。

附 則（令和 3 年訓令第 7 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

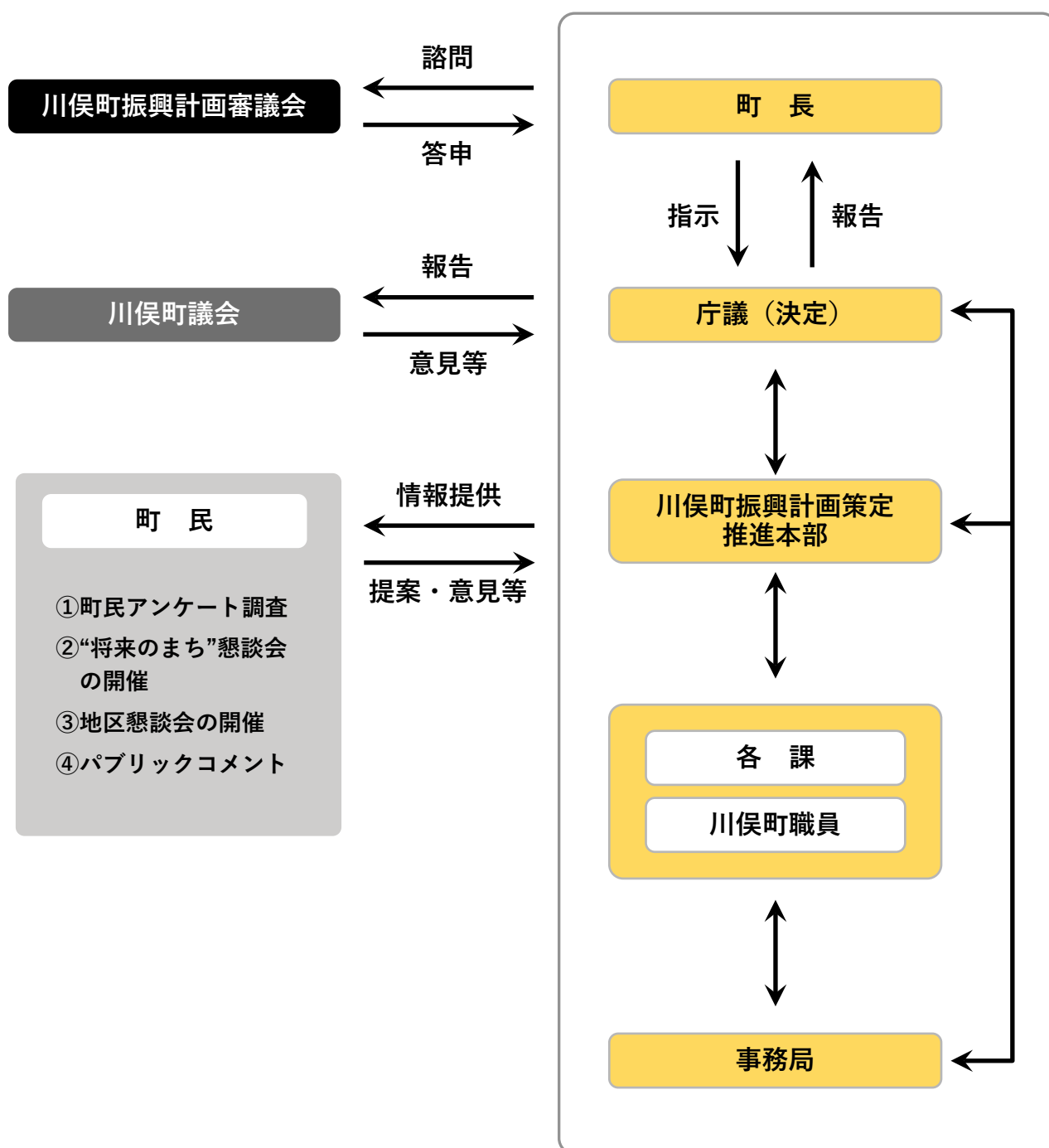
附 則（令和 4 年訓令第 75 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

役職	職名等
本部長	副町長
副本部長	政策推進課長
本部員	総務課課長補佐 財政課課長補佐 政策推進課課長補佐 町民税務課課長補佐 保健福祉課課長補佐 農林振興課課長補佐 建設水道課課長補佐 原子力災害対策課課長補佐 教育委員会事務局／学校教育課課長補佐 教育委員会事務局／子育て支援課課長補佐 教育委員会事務局／生涯学習課課長補佐 農業員会事務局／事務局次長 議会事務局／事務局次長 政策推進課政策推進係長 財政課財政係長 会計室出納係長

7 第6次川俣町振興計画策定体制



8 第6次川俣町振興計画策定経過

年 月 日	概 要
R3.1.8	令和2年度第12回政策調整会議 ・第6次川俣町振興計画策定方針（案）について
R3.1.18	令和2年度第48回庁議 ・第6次川俣町振興計画策定方針（案）について
R3.5.28	令和3年第10回議会全員協議会 ・第6次川俣町振興計画に係る今後の予定について
R3.6.10～ R3.7.13	川俣町まちづくりアンケートの実施 ・一般町民（18～75歳） 3,093名（無作為抽出）に配布 ・若者（15～17歳）302名（全員）に配布 ・回答者数 794票（有効回収率25.7%）
R3.6.18	第1回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画策定方針等について ・まちづくりアンケートについて ・第1回職員研修について
R3.6.21	令和3年度第12回庁議 ・第6次川俣町振興計画策定方針等について ・まちづくりアンケートについて ・第1回職員研修について
R3.6.29～ R3.6.30	第1回職員研修 ・「社会経済の動向と川俣のまちづくり」
R3.8.12～ R3.8.17	各課ヒアリング ・第5次川俣町振興計画の事務事業について ・今後の取組について
R3.8.27	第1回川俣町振興計画審議会 ・第6次川俣町振興計画策定について
R3.9.29	トップインタビュー ・まちの目指すべき将来像 ・まちの課題と目標について 等
R3.10.1	第2回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第5次川俣町振興計画の効果検証について
R3.10.4	令和3年度第29回庁議 ・第5次川俣町振興計画の効果検証について
R3.10.15	第2回川俣町振興計画審議会 ・第5次川俣町振興計画の効果検証について
R3.10.21	第3回川俣町振興計画策定推進本部会議（書面開催） ・第1回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.10.28	第4回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第6次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・第1回“将来のまち”懇談会の開催について

年 月 日	概 要
R3.11.1	令和 3 年度第 33 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・第 1 回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.11.10	第 3 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・第 1 回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.11.15	令和 3 年第 19 回議会全員協議会 ・第 1 回“将来のまち”懇談会の開催について
R3.11.22～ R3.11.26	第 1 回“将来のまち”懇談会 ・第 6 次川俣町振興計画基本構想骨子（案）について ・全 16 地区で開催
R3.12.16	第 5 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画推進本部作業部会（職員ワーキンググループ）の編成について ・職員ワーキンググループでの具体的な作業について
R3.12.20	令和 3 年度第 42 回庁議 ・第 2 回職員研修の実施 ・重点プロジェクト及び基本施策の検討
R3.12.21～ R3.12.22	第 2 回職員研修 ・「第 2 回職員研修-ワーキンググループによる計画検討について」
R3.12.22～ R4.1.17	職員ワーキンググループ ・キャッチフレーズ（案）の検討について ・重点プロジェクト（案）の検討について
R4.1.21	第 6 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画基本構想（素案）について
R4.1.24	令和 3 年度第 47 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画基本構想（素案）について
R4.1.31	第 4 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画基本構想（素案）について
R4.2.15	令和 4 年第 3 回議会全員協議会 ・第 6 次川俣町振興計画策定状況について
R4.2.16	第 7 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・職員ワーキンググループにおける重点プロジェクト（案）の検討について
R4.2.21	令和 3 年度第 51 回庁議 ・職員ワーキンググループにおける重点プロジェクト（案）の検討について
R4.2.21	職員ワーキンググループ ・重点プロジェクト（案）の検討について（取りまとめ）
R4.4.22	第 8 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・重点プロジェクト（案）の精査・検討について
R4.4.25	令和 4 年度第 4 回庁議 ・重点プロジェクト各課ヒアリングについて

年 月 日	概 要
R4.5.9～ R4.5.13	各課ヒアリング ・重点プロジェクトについて ・各課で今後、必要となる取組について 等
R4.6.3	第 9 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画（初稿）について ・第 6 次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.13	令和 4 年度第 12 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.15	令和 4 年第 15 回議会全員協議会 ・第 6 次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.21	第 5 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画（初稿）について ・第 6 次川俣町振興計画策定に係る住民懇談会の開催について
R4.6.28～ R4.7.1	住民懇談会【1 回目】 ・第 5 次川俣町振興計画地区別計画の振り返り ・全 16 地区で開催（中丁地区は R4.10.20 開催）
R4.7.12～ R4.7.15	住民懇談会【2 回目】 ・第 6 次川俣町振興計画地区別計画の作成 ・中丁地区を除く 15 地区で開催
R4.7.15	第 10 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画（初稿）修正版について
R4.7.20	第 6 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画（初稿）修正版について ・第 2 回“将来のまち”懇談会の開催について
R4.7.25	令和 4 年度第 19 回庁議 ・第 2 回“将来のまち”懇談会の開催について
R4.7.26～ R4.7.29	第 2 回“将来のまち”懇談会 ・第 6 次川俣町振興計画前期基本計画（素案）について ・全 16 地区で開催
R4.11.7	第 11 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画（素案）について ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）に伴う変更について
R4.11.7	令和 4 年度第 35 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画（素案）について ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）に伴う変更について
R4.11.9	第 7 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画（素案）について ・デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）に伴う変更について
R4.11.14	令和 4 年第 21 回議会全員協議会 ・第 6 次川俣町振興計画の策定方針の変更について

年 月 日	概 要
R5.1.16	令和 5 年第 1 回議会全員協議会 ・第 6 次川俣町振興画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.1.17	第 12 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.1.23	令和 4 年度第 47 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.1.26	第 8 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画（案）について ・パブリックコメントの実施について
R5.2.8～ R5.2.21	第 6 次川俣町振興計画（案）の町民意見募集（パブリックコメント） ・広報かわまた 2 月号（折込み）、SNS とインフォかわまた、KaLINE での周知 ・町 HP のほか役場政策推進課、中央公民館、各地区公民館、とんやの郷での閲覧を実施
R5.3.15	令和 5 年第 6 回議会全員協議会 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について
R5.3.16	第 13 回川俣町振興計画策定推進本部会議 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について ・パブリックコメントの結果について
R5.3.17	令和 4 年度第 19 回政策調整会議 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について
R5.3.17	第 9 回川俣町振興計画審議会 ・第 6 次川俣町振興計画（最終案）について ・答申について
R5.3.17	答申書手交 ・振興計画審議会委員から町長へ答申書を手交
R5.3.27	令和 4 年度第 58 回庁議 ・第 6 次川俣町振興計画の決定

9 第6次川俣町振興計画目標指標一覧

■基本目標

	項 目	現状	目標 (R10)	P
基本目標 1	まちづくり情報の共有化に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.23 (R3)	3.93	57
	住民参画・協働のまちづくりの促進に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.02 (R3)	3.83	
	家庭や職場で男女の地位が平等になっていると回答した人の割合 (アンケート)	家庭 43.3% (R3) 職場 31.2% (R3)	家庭 50% 職場 50%	
基本目標 2	これからも川俣町で暮らしたいと思っている住民の割合 (アンケート)	66.2% (R3)	80%	65
	森林整備面積	4,000 m ² (R3)	32,000 m ²	
基本目標 3	生活習慣病患者の割合	44.4% (R3)	40%	80
	自分が健康であると感じている人の割合 (アンケート)	76.7% (R1)	80%	
	合計特殊出生率	1.38 (平成 25~29 年)	1.5	
	出生数 (年間)	41 人 (R3)	45 人	
	子育て支援の充実に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.93 (R3)	3.99	
基本目標 4	学校教育の充実に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.01 (R3)	4.01	93
	スポーツの振興に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.05 (R3)	3.71	
	生涯学習講座に参加した人数 (年間)	960 人 (R3)	1,100 人	
	人口の社会増減数 (年間)	△66 人 (R3)	±0 人	
基本目標 5	新規就農者数 (年間)	2 人 (R3)	5 人	105
	観光客の入込数	199,021 人 (R3)	344,000 人	
	町内事業所従業者数	5,430 人 (R3)	5,500 人	
	一人あたり市町村民所得	2,359 千円 (R1)	2,954 千円	
基本目標 6	町全体の避難終了率	59% (R3)	63%	116

■施策

●基本目標 1

項 目	現状	目標 (R10)	P
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数	1,037 人 (R4)	5,000 人	59
町公式ホームページアクセス数	522,157 件 (R4)	780,000 件	
町の施策に住民意向が反映されているとの 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.23 (R3)	3.5	
自治会担当職員の活動回数 (年間)	21 回 (R3)	30 回	
NPO/ボランティア等との協働事業の実施数 (年間)	9 事業 (R3)	9 事業	
地域活動の促進に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	3.11 (R3)	3.75	
男女共同参画推進事業を実施した回数 (年間)	0 回 (R3)	3 回	61
人権擁護推進活動数 (年間)	7 回 (R3)	7 回	
実質公債費比率	4.4 (R3)	6.9	63
ふるさと納税額 (年間)	39,767 千円 (R3)	80,000 千円	
指定管理、施設等の運営委託、PPP/PFI 等の民間活力を導入している件数 (年間)	2 件 (R3)	10 件	
職員の定数 (年間)	131 人 (R3)	132 人	
職員の研修を実施した回数 (年間)	6 回 (R3)	8 回	
ふくしま田園中枢都市圏ワーキンググループ参加数	31 グループ (R4)	31 グループ	64
全庁の紙の使用枚数・ペーパーレス化 (年間)	10.22t (R3)	6.54t	
本庁舎の使用電力量の削減率	402,087kwh (R4)	△10%	
行政情報化に関する 5 段階評価満足度の平均値 (アンケート)	2.93 (R3)	3.79	
マイナンバーカードの交付率	57% (R4)	100%	
電子申請システムを利用した件数 (年間)	0 件 (R4)	128 件	

●基本目標 2

項 目	現状	目標 (R10)	P
環境保全の意識啓発事業を実施した回数 (年間)	1 回 (R3)	5 回	67
里山や河川など自然環境を活用したイベント・啓発活動等の実施回数 (年間)	1 回 (R3)	2 回	
空き家等バンクの登録件数	51 件 (R3)	190 件	69
公共施設の維持管理費 (年間)	799,092 千円 (R3)	660,000 千円	
町内の空き家率	17.2% (R3)	10%	

項 目	現状	目標 (R10)	P
水道の普及率	85.9% (R3)	89%	70
老朽水道管（石綿管）残存率	1.75% (R3)	0%	
合併処理浄化槽の普及率	28.5% (R3)	40%	
スマートフォンやインターネット等に関する講座を開催した回数（年間）	2 回 (R3)	18 回	
キャッシュレス決済を導入している事業者の割合	37% (R4)	60%	
町道改良率	57.8% (R3)	58.5%	72
町道舗装率	85.0% (R3)	100%	
デマンド型乗合タクシーを利用した件数（年間）	6,230 件 (R3)	8,000 件	
公共交通の維持・確保に関する 5 段階評価満足度の平均値（アンケート）	2.68 (R3)	3	
犯罪発生件数（年間）	32 件 (R3)	10 件	74
交通事故（人身事故）発生件数（年間）	14 件 (R3)	7 件	
消費者保護意識啓発事業の実施回数（年間）	1 回 (R3)	2 回	
災害連携協定の締結数	19 件 (R3)	25 件	76
自主防災組織の設置数	2 組織 (R3)	15 組織	
地区ごとの防災訓練を実施した回数（年間）	0 回 (R3)	1 回	
消防団の団員充足率	86.48% (R3)	100%	77
火災発生件数（年間）	4 件 (R3)	0 件	
地球環境や SDGs の意識啓発に関するイベントの実施回数（年間）	1 回 (R3)	4 回	79
住宅用太陽光発電システム設置件数（累計）	247 件 (R3)	400 件	
二酸化炭素の排出量（年間/単位：千 t-CO ₂ ）	95 千 t-CO ₂ (R3)	67 千 t-CO ₂	
ごみ（一般廃棄物）排出量（1 人 1 日当たり）	1,256g (R3)	1,000g	

● 基本目標 3

項 目	現状	目標 (R10)	P
食育に関する事業の実施回数（年間）	50 回 (R3)	50 回	82
特定健康診査の受診率	43% (R3)	55%	
町内の医療機関数	9 箇所 (R3)	9 箇所	83
オンライン診療を実施している医療機関数	2 箇所 (R4)	5 箇所	
医療スタッフの充足率（病院アンケート・聞き取り）	93.3% (R3)	100%	
ジェネリック医薬品の使用率	87% (R3)	91%	

項 目	現状	目標 (R10)	P
一人あたりの医療費（療養諸費）	400,605 円 (R3)	380,000 円	83
生活の支援に関する相談件数	50 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	
介護保険の在宅サービスを利用する高齢者の人数	589 人 (R3)	580 人	85
65 歳以上に占める要介護認定者の割合	20.8% (R3)	20%	
介護サービスの事業者数	42 事業者 (R3)	44 事業者	
介護保険居宅介護（支援）住宅改修費の支給件数	59 件 (R3)	60 件	
介護予防型給付サービスを受けている人数	137 人 (R3)	150 人	
シルバー人材センターで活動した人数（年間）	94 人 (R3)	130 人	
一般就労移行者数	2 人 (R3)	4 人	87
障がい福祉サービスの利用者数	66 人 (R3)	70 人	
相談支援事業者数	0 事業者 (R3)	2 事業者	
福祉サービスの事業者数	6 事業者 (R3)	7 事業者	89
認知症キャラバンメイト・サポーターの人数	137 人 (R3)	200 人	
地域ボランティア登録団体数	18 団体 (R3)	増加を目指す	
出会いの場の事業の実施数（年間）	0 回 (R3)	3 回	91
育児・子育てに関する相談件数（オンライン含む）（年間）	0 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	92
ファミリーサポート事業の利用者の延べ人数（年間）	336 人 (R3)	500 人	
おてひめわくわくランドの利用者数（年間）	7,009 人 (R3)	10,000 人	

●基本目標 4

項 目	現状	目標 (R10)	P
中学 2 年の授業における PC・タブレットなどの ICT 機器を活用する学習活動を週 3 回以上行う割合	21.4% (R3)	50%	95
中学 1 年における、英検（実用英語技能検定）5 級以上の合格率	86% (R3)	95%	
小学校において本町の豊かな自然、歴史や文化などの地域資源や人材を活用した教育の回数	各学年 年 1 回 (R3)	各学年 年 3 回以上	96
図書館の貸し出し冊数（年間）	14,225 冊 (R3)	24,000 冊	98
地域総合型スポーツクラブの事業へ参加した延べ人数（年間）	1,284 人 (R3)	1,500 人	99
スポーツ少年団の登録者数	151 人 (R3)	150 人	

項 目	現状	目標 (R10)	P
家庭教育充実のための教育講演会等の研修を実施した回数	各校の実態に応じ実施	各校 2 回	99
町指定文化財の指定件数	15 件 (R3)	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	101
文化・芸術活動の団体数	47 団体 (R3)	51 団体	
コスキン・エン・ハポンの参加者数 (年間)	4,000 人 (R4)	8,500 人 オンライン視聴数 1,500 人	
地域づくりインターン事業の受け入れ人数 (年間)	3 人 (R4)	6 人	103
交流イベントの実施回数 (年間)	8 回 (R4)	15 回	
移住・定住相談支援センターの相談件数 (累計)	91 件 (R3)	260 件	104
移住者数 (自分の意思で概ね 5 年以上定住する意向のある人) (年間)	33 人 (R3)	52 人	
国際理解・交流に関する事業の参加者数 (年間)	50 人 (R3)	80 人	
日本語教室の参加者数 (年間)	55 人 (R3)	100 人	

●基本目標 5

項 目	現状	目標 (R10)	P
認定農業者数	43 人 (R3)	45 人	107
農業産出額 (年間)	20 億 3 千万円 (R2)	21 億 3 千万円	
担い手の農地利用集積率 (耕地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合) (年間)	14.5% (R3)	40%	108
遊休農地面積	177ha (R3)	175ha	
有害鳥獣による農作物の被害額 (年間)	675 千円 (R3)	472 千円	
林道整備延長	3,068m (R3)	4,678m	
おじまふるさと交流館の利用者数 (年間)	3,924 人 (R3)	8,000 人	110
SNS (Twitter・Instagram・Facebook) フォロワー数 (再掲)	1,037 人 (R4)	5,000 人	
製造品出荷額 (工業統計調査)	312 億 7,701 万円 (R2)	360 億円	112
地元企業への職場体験・就職相談会の実施回数 (年間)	12 回 (R3)	12 回	
起業・創業した件数 (累計)	2 件 (R3)	16 件	
工業団地の空き区画	5 区画 (R3)	0 区画	
空き店舗活用事業件数 (年間)	3 件 (R3)	5 件	113
商店街活性化イベントを実施した回数 (年間)	1 回 (R3)	3 回	

項 目	現状	目標（R10）	P
雇用の安定に関する 5 段階評価満足度の平均値（アンケート）	2.63（R3）	4.08	115
就労環境の改善に関する 5 段階評価満足度の平均値（アンケート）	2.66（R3）	4.05	

●基本目標 6

項 目	現状	目標（R10）	P
内部被ばく検査の件数（年間）	639 件（R3）	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	118
食品中の放射性物質検査の件数（年間）	3,259 件（R3）	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	
山木屋地区居住人数（うち、帰還者以外の居住者数、複数拠点居住者数）	341 人(28 人) （R3）	目標値は設定せず、現状を把握し分析する	
山木屋地区でのイベント・催しを実施した回数（とんやの郷・NPO・自治会・公民館等）（年間）	30 回（R3）	50 回	119
山木屋地区で開催するコミュニティイベントの運営主体の数（地区外含む）	4 団体（R3）	15 団体	
農業産出額（年間）（再掲）	20 億 3 千万円 （R2）	21 億 3 千万円	121
製造品出荷額（工業統計調査）（再掲）	312 億 7,701 万円 （R2）	360 億円	
福島イノベーション・コースト構想との連携企業数	1 件（R3）	13 件	
営農再開した面積	212.8ha（R3）	260ha	122

10 用語解説

1～	
3R（リデュース・リデュース・リサイクル）	限りある地球の資源を有効に繰り返し利用する社会（＝循環型社会）をつくるための3つの取組（ごみを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、ごみを資源として再生利用する「リサイクル」）の英語の頭文字「R」をとったもの。
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した付加価値を生み出す取組のこと。

A～Z	
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略で、テキスト、音声、画像、動画といった規則性のない多様なデータを複合的に分析したうえで結果を導くこと。
ALPS 処理水	多核種除去設備（ALPS）などを使って「汚染水」からトリチウム以外の放射性物質を規制基準以下まで取り除いたもの。
AR（拡張現実）	「Augmented Reality（アグメンティッド・リアリティ）」の略で、現実を仮想的に拡張する技術のこと。
DV（ドメスティックバイオレンス）	Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。家庭内暴力とも呼ばれ、家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のこと。
DX	進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させるという概念。
EC サイト	自社の商品（広義では他社の商品）やサービスを、インターネット上に置いた独自運営のウェブサイトで販売するサイトのこと。ECとは英語：electronic commerce（エレクトロニックコマース＝電子商取引）の略。
ESG 投資	環境（Environment）・社会（Social）・企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。ESG評価の高い企業は事業の社会的意義、成長の持続性など優れた企業特性を持つといわれる。
GAP 認証取得	GAP（農業活動が原因となる環境汚染の防止や農作業をする人の安全確保などのために実践すべき行為）を実践している農場が、民間の評価基準（例えばグローバルGAPの認証基準）に合格していることを示すもの。
GI（グリーンインフラ）	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。
GI（地理的表示）	農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称の表示。

A～Z	
GIGA スクール構想	1 人 1 台端末、及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想。Global and Innovation Gateway for ALL を略して「GIGA」。
GX（グリーン・トランスフォーメーション）	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、温室効果ガス排出削減と産業競争力向上の実現に向けて、経済社会システム全体を変革すること。
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で情報や通信に関する技術の総称。
JGAP（日本版農業生産工程管理）	JGAP は、食品安全や環境保全などに取り組む「農場」に与えられる認証。家畜の健康管理、動物用医薬品の適切な使用、家畜の快適な飼養環境への取組など、さまざまな審査項目があり、また持続的な農場経営のために、作業者の安全確保、地球環境に配慮した取組などについても評価する。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の 4 つの頭文字をとったもの。改善を受け、次の PDCA サイクルにつなげていくことで、継続的に業務改善を実施すること。
PPP/PFI	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPP の代表的な手法の 1 つであり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
RPA	Robotic Process Automation の略で、人の手で行っていた定型業務を、ロボットに自動処理をさせる仕組み。
SNS	Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
Society5.0	狩猟社会（Society1.）、農耕社会（Society2.）、工業社会（Society3.）、情報社会（Society4.）に続く新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。
UIJ ターン	都市部の居住者が地方に移住する動き。I ターンは都市部から地方に移住すること。J ターンは地方から都会部に移住した人が出身地に近い地方に移住すること。U ターンは地方から都市部に移住した人が再び出身地に戻ることに。
VR（仮想現実）	「Virtual Reality（バーチャルリアリティ）」の略で、日本語では「仮想現実」と訳され、人工的に作られた仮想空間を現実かのように体感させる技術のこと。
Wi-Fi	Wi-Fi とは、電波を用いた無線通信により近くにある機器間を相互に接続し、構内ネットワーク（LAN）を構築する技術。無線 LAN の規格の一つだが、事実上の唯一の標準としてほぼ同義語として扱われる。

あ行	
アンコンシャスバイアス	誰もが無意識に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていくこと。
イノベーション	モノや仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れて新たな価値を生み出し、社会にインパクトのある革新や刷新、変革をもたらすこと。
インバウンド	「入ってくる・内向きの」という意味で、観光業関係において外国人旅行者を自国へ誘致することをいう。
ウェアラブル	「着用できる」、「身に着けられる」という意味の言葉。
オープンデータ	政府や自治体等が保有する公共データが、国民や企業等に利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開されること。または、そのように公開されたデータのこと。
汚染状況重点調査地域指定	放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定される地域。各市町村が調査測定を行い、その結果等を踏まえて除染実施計画を策定し、市町村が中心となって除染を行う地域。

か行	
カーボンニュートラル	CO ₂ だけでなく全ての「温室効果ガス」の排出削減を進めるとともに、森林などの自然に吸収される量、また除去される量を差し引いて、全体として正味ゼロ（ネットゼロ）にするという考え方。
学生インターンシップ	実際の業務や働く環境の体験を通じて、業務内容や働くことの理解を深めることを目的に学生が興味のある企業などで実際に働いたり、訪問したりする職業体験のこと。
かわまた教育推進プラン	「確かな学力と豊かな心をもつ、たくましい子ども」を育てるため、他市町村には無い独自の教育施策を示したもの。
川俣町空家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、暮らしやすい地域社会を実現するために町として実効性のある空家等対策について、総合的かつ計画的に実施していくための基本方針や取組を示す計画。
川俣町移住・定住相談支援センター	移住・定住に係る情報の発信や提供、相談受付を一括して担うことができる体制（ワンストップ窓口）を整えることを目的として設置。
川俣町行財政改革大綱2020	少子化、超高齢社会、人口の急激な減少等への対応・住民サービスの維持・向上を図るため、限りある資源である人材、資産、資金等を効果的・効率的に活用し、持続可能な行財政運営確立のための指針。
川俣町結婚新生活支援事業	婚姻後1年以内に町内で住宅を取得・賃借した方へ引越し費用等を支給する事業。

か行	
川俣町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画とは、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するための基本方針として、町が目指すべき基本的な考え方や政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき課題や施策を明らかにするために策定する計画。介護保険事業計画とは、介護保険事業が円滑に実施されるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保や基盤整備など施策展開の方向性や目標、介護サービスの見込み量等を定めた計画。
川俣町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略	少子化が進行し、人口減少が避けられない中、地方創生の推進による自立したまちづくりを進めていくための取組を総合的に示す計画。
川俣町地域まると省エネ計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を兼ねるものであり、また、国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組にも寄与する計画。
川俣町地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、川俣町防災会議が作成する計画。住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
川俣町デジタル化推進計画	これまでの第2次川俣町情報化計画の改定に合わせ、「官民データ活用推進基本法」に定める市町村データ活用推進計画や、総務省策定の「自治体DX推進計画」を始めとした国の計画や法律、県の計画、社会情勢の変化等を反映した計画。
川俣町都市マスタープラン改訂版	振興計画、総合戦略及び「川俣都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」に即し、都市の将来像や土地利用等の基本方針を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、川俣町における都市づくりの総合的な指針となる計画。
川俣町復興計画	東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故、風評等からの復興に向けて、川俣町に必要な取組を総合的に示す計画。
観光コンテンツ	地域固有の資源を顧客目線で編集・販売等がなされ、収益寄与するもの。
キャッシュレス決済	クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払い・受け取りを行う決済方法。
クラウドサービス	従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。利用者側が最低限の環境（パーソナルコンピュータや携帯情報端末などのクライアント、その上で動くWebブラウザ、インターネット接続環境など）を用意することで、どの端末からでも、さまざまなサービスを利用することができる。
グリーンエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・バイオマスなどから作られるエネルギーのこと。これらの資源は枯渇しないため再利用が可能であり、地球温暖化の原因となるCO ₂ の排出や廃棄物が少ないことから、環境への負担が少ないという特徴がある。
グリーン社会	環境負荷の低減と経済成長を両立する社会。

か行	
ケアファーム	農場が併設されている福祉施設。高齢者や障がい者、心身に問題を抱える全世代を対象に、住宅・医療・雇用・教育・交流の場を提供するもの。農作業や動物との触れ合いは、高齢者の生きがいや障がい者の就労を生むだけでなく、認知症や精神障がいの緩和にも効果があるとされる。
後発医薬品（ジェネリック医薬品）	先発医薬品の独占的販売期間の終了後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分で効能・効果、用法・用量が原則同一であり、先発医薬品に比べて低価格な医薬品。
国土強靱化地域計画	大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らない、強くてしなやかなまちづくりを推進するうえで指針となる計画。
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応するほか、保護者同士の交流を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する、地域子育て支援の拠点。
コワーキングスペース	多様な職種・業種の人々が、開かれたワークスペースを共用し、それぞれの仕事をする施設。時に利用者間の連携・交流を促す機能を有することも特徴の一つ。

さ行	
サテライトオフィス	企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。
サロン	身近な地域で高齢者同士の交流やレクリエーション活動等の機会を提供する場。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別（Gender）。人間には生まれつきの生物学的性別があるが、一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別のこと。
ジェンダーバイアス	人や社会が無意識のうちに性差や男女の役割について固定的な思い込みや偏見を持つこと。
持続可能な開発目標（SDGs）	Sustainable Developmental Goals（持続可能な開発目標）の略で、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 23 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。「普遍性（すべての国が行動）」、「包摂性（誰一人取り残さない）」、「参画型（すべてのステークホルダーが役割を）」、「統合性（社会・経済・環境に統合的に取り組む）」、「透明性（定期的にフォローアップ）」の 5 つの特徴がある。
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する、元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表す。
シビックプライド	都市に対する市民の誇りのこと。単なる愛着とは異なり、「この都市をより良い場所にしていく」という当事者意識を伴う自負心のこと。

さ行	
循環型社会形成推進基本法	廃棄物の発生そのものを抑制し、循環資源はできる限り 3R に則った形で循環できる状況をつくり、適切な処理方法の確立で天然資源への影響を最小限にとどめて環境負荷をできる限りゼロに近づけられる社会を目指すための基本法。
除染特別地域指定	放射性物質汚染対処特別措置法に基づき指定される地域。基本的には、警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の 11 市町村において、国が各市町村の意向を踏まえつつ特別地域内除染実施計画を策定し、国が直接除染を行う地域。
新学習指導要領	令和元年度に改定された学習指導要領のこと。小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度から全面実施、高等学校では令和 4 年度の入学生から年次進行で実施。
森林環境譲与税	平成 31 年 3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、地球温暖化や災害を防止する役割を持つ森林の整備を進める財源を確保するため、人口、森林面積や林業従事者数に応じて、国から地方自治体へ配分される森林環境譲与税が創設された。森林環境譲与税は、森林がない都市部の自治体についても配分され、木材利用の促進や普及啓発などの費用に充てること及びその用途を公表することとされている。
水源涵養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。
水稻直播栽培	水田に苗を植える従来の方法（移植栽培）に対し、水田に直接種子を播く方法。
スクールカウンセラー	学校現場で児童・生徒、保護者、教師の相談や支援を行う。心理の専門家・専門知識とスキルでカウンセリングを行い、心の悩みに寄り添い、早期の立ち直りやケアを促す。臨床心理士、精神科医師、大学教授等あるいはそれに準ずる資格が必要である。小・中・高等学校に配置。
スクールソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材のこと。
スクラップアンドビルド	採算や効率の悪い部門・事業を整理し、新たな部門・事業を設けること。
スポーツ・インテグリティ	「インテグリティ」とは、高潔さ・品位・完全な状態を意味する言葉。スポーツにおける「インテグリティ」とは、「スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態」を指す。脅威の例として、ドーピング、八百長、暴力、ハラスメント、差別などがある。
スマート窓口	窓口での手続きに ICT を活用して簡単で便利なサービスを提供する新しい窓口。
スマート農業	ロボット、AI、IoT など先端技術を活用し、実作業の省力化・高品質生産を実現する新たな農業。農業用ドローン、農機の自動走行などを活用したの農業をいう。

さ行	
セクシャル・ハラスメント	性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する労働者の対応により、この労働者がその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動によりこの労働者の就業環境が害されること」とされている。
総合型地域スポーツクラブ	子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

た行	
大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗（小売り業を行うための店舗の床面積の合計が1,000㎡を超える店舗）が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地する特性に着目して、その立地が周辺地域の生活環境を保持しつつ適正に行われるよう必要な手続きを定めたもの。
第5次川俣町振興計画	平成23年度から令和4年度までの12年間のまちづくりの目標と方向性、施策を示したもの。
第3次川俣町男女共同参画推進計画	性別に役割を期待する社会意識の是正、社会的経験機会などの格差を埋める支援や、新たな地域コミュニティの創設等によって、あらゆる分野への女性の参画を促進することで、働き世代の女性にとって魅力的な地域を形成し、情報発信していくことを目的とした計画。
第2期川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、川俣町の実情や将来の展望を客観的に分析し、人口減少と地域経済縮小の克服を目指すための取組をまとめたもの。第1期（平成27年度～令和2年度）総合戦略を継承するとともに、より進化を図るため、第2期（令和3年度～令和7年度）を策定。
第2期川俣町子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援の取組を推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする計画。基本理念を「子どもの笑顔があふれるまちかわまた」とし、これまで進めてきた子ども子育て支援の取組をさらに充実させ、町全体で子育てを支え、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざしていく。
第2期復興・創生期間	国が、令和3年度から令和7年度までの5年間の、新たな復興期間として、位置付けたもの。
第二次川俣町教育振興基本計画	東日本大震災後の教育の再生復興に向けて、平成28年度から令和2年度までの5か年間に総合的に取り組む、5つの教育施策を推進していく計画。
第二次健康かわまた21計画	健康増進法（第8条第2項）に基づく市町村健康増進計画として策定したもの。本計画では食育推進計画も含む。
ダイバーシティ＆インクルージョン	性別、年齢、障がい、国籍などの外面の属性や、ライフスタイル、職歴、価値観などの内面の属性にかかわらず、それぞれの個を尊重し、認め合い、良いところを活かすこと。

た行	
伊達地方病院群輪番制協議会	休日及び夜間の救急外来を行っている、北福島医療センター、公立藤田総合病院、済生会川俣病院の3医療機関で構成されている協議会。
多面的機能支払交付金事業	農業者等で構成された組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援するもの。
地域おこし協力隊	都市地域から人口減少や高齢化等が進行している地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。
地域づくりインターン事業	地方のまちづくりや地域創生などに興味のある都市部の大学生が、農村部で生活をしながら農業体験や地域行事運営の手伝いをし、地域の魅力の再発見や課題解決にむけた取組を提案する事業のこと。
地域ポイント制度	住民が、自治体主催の事業等に参加して、健康づくりや社会貢献しながらポイントを貯め、貯めたポイントを地域の商店街での商品購入や公共施設の利用料など様々な特典に交換できる制度。
地域包括ケアシステム	要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。
チャレンジショップ	将来の新規開業を目指し、本格的な開業の前に一定期間試験的な開業ができる施設。
データヘルス改革	これまで分散していた健康・医療・介護分野の情報について有機的に連結させたり、ICT等の利活用により、国民の健康寿命の延伸や効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を目指すもの。
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。
デジタル田園都市国家構想総合戦略	デジタル田園都市国家構想を実現するために、各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに2023年度から2027年度までの5か年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。国は、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンの実現に向けた地方の取組を総合的・効果的に支援する。
デマンド型乗合タクシー	自宅から目的地まで、途中乗り合う人を乗せながら、それぞれの行き先にタクシーにより送迎するサービスのこと。事前に予約して利用する。
デリバリー・テイクアウトサービス	デリバリーとはお店で提供しているメニューを宅配するサービスのことで、テイクアウトとは、お店で提供しているメニューをお持ち帰りできるサービスのこと。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のことで、Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。
トップセールス	地方自治体の代表などが、国や地方の産物・産業を、他の国や地方へ売り込むこと。

な行	
二地域居住	主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点（ホテル等も含む。）を設け、一時的ではなく、年間通して一定期間以上を過ごすこと。
認知症キャラバンメイト	「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を務める人材。認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かい目で見守ることができる人のこと。
認定農業者	認定農業者制度は、農業者が自らの創意工夫に基づき、経営改善するために作成した「農業経営改善計画（5年後の経営目標）」を、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者を認定農業者という。
ノーマライゼーション	「障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念のこと。
農業ボランティア	後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者を無報酬で支援するボランティアのこと。農業に興味がある人や楽しみたい人が、人手不足の農家の農作業を手伝う活動のこと。
農地中間管理事業	農地中間管理機構が農業経営のリタイヤ、規模縮小など農地の受け手を探している農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家等）に貸し付ける制度。

は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
パブリックコメント	行政機関が重要な政策などを定めようとする場合に、あらかじめ政策などの案を公表して、その案について広く住民等から意見を募集し、その意見を考慮したうえで最終的な意思決定を行う制度。
バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人等の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。
パリ協定	2015年にフランス・パリで開催されたCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、2020年以降の地球温暖化対策として、国際的な協定が採択された。パリで採択されたため、パリ協定と呼ばれる。
ビッグデータ	インターネットや現実空間から採取される大量のデータのこと。これらのデータを解析することにより、新たな価値の創出や知見の発見が可能となる。
人・農地プラン	地域の農業・農地利用のマスタープランとなるものであり、地域での話し合いに基づき、地域の将来の農業の在り方や地域が目指すべき農地利用の姿等を明確化した計画。

は行	
フォローアップ除染	除染後も宅地内で年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下となることを確実に満たすとは言えない場合に、その原因となっている箇所限定して、事後モニタリングを待たず本格除染直後に、個々の現場の状況に応じたフォローアップ除染を実施すること。
福島イノベーション・コースト構想	東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。
福島国際研究教育機構	福島国際研究教育機構（Fukushima Institute for Research, Education and Innovation、略称 F-REI（エフレイ））は、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となるものとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、令和 5 年 4 月の設立を予定している。
ふくしま森林再生事業	間伐等の森林整備と放射性物質の動態に応じた表土流出防止柵などの対策を一体的に行う事業。平成 25 年度から実施。
ふくしま田園中枢都市圏	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村の 9 市町村を構成団体とする連携中枢都市圏。連携を一層深め、それぞれの持つ強み、特長等を生かし、魅力あふれる圏域の実現に向けた取組を「ふくしま田園中枢都市圏ビジョン」に基づき計画的に推進する。
フリーランス	個人事業主または個人企業法人で組織に所属せず、自分の裁量で働く生き方。
ふるさと大使	川俣町に理解と郷土愛をもつ町外在住者に、本町に関する特産品、観光、企業誘致情報等の発信と、本町産業、観光の活性化や企業誘致についての情報等を得るため設置されたもの。
ふるさと納税	支援したいと思う自治体に寄附ができる仕組み。寄附をすることで、地域貢献につながるだけでなく、地域の特産品が返礼品としてもらえる。また、ふるさと納税により寄附をした金額は税金から控除される。
ブレイクスルー	進化や進歩の障壁を従来にない方法によって突破すること。
フレイル	「虚弱」を意味し、健常から要介護へ移行する中間の段階のこと。具体的には、加齢に伴い筋力が衰え、疲れやすくなり家に閉じこもりがちになるなど、年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般を指す。
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、日本防災士機構が認証した人。

ま行	
マイナンバーカード	住民からの申請により無料で交付されるプラスチック製のカード。カード表面は、本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別を記載。本人確認のための身分証明書として利用できる。カード裏面には、マイナンバーが記載され、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できる。

ま行	
マイノリティ	ある社会を占める人たちとは違う属性を持った個人やその集団のこと。「少数者」や「少数派」を表す。
前田遺跡	川俣町中心部より南東に約3kmの段丘面に所在する遺跡。低地部で小河川跡が見つかり、縄文時代の木胎漆器をはじめ数多くの有機質遺物が出土し、全国的にも珍しい遺物が数多く出土し注目されている。

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなしに、製品、建築物、環境をデザインすること。

ら行	
リスクコミュニケーション	リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者の間で、情報および意見を相互に交換すること。リスク評価の結果およびリスク管理の決定事項の説明を含む。
リモートワーク	本来の職場から離れた場所で仕事を行うこと。
ローリング方式	毎年度、修正や補完を行いながら、社会経済状況の変化や事業の実施状況に対応し、計画と現状との乖離を調整する方法。

わ行	
ワーキンググループ	上位委員会等の方針に基づき、検討を行う作業グループ部会のこと。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳される言葉で、仕事と生活を二者択一するのではなく、仕事と生活のバランスを取ることで両立を目指すこと。
ワーケーション	Work（仕事）と Vacation（休暇）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、リゾート地や温泉地、国立公園等、普段の職場とは異なる場所で余暇を楽しみつつ仕事を行うこと。